

幌延町まちづくり基本条例

逐条解説

幌 延 町
平成20年12月作成

幌延町まちづくり基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 まちづくりの基本原則（第3条）

第3章 情報の共有（第4条—第7条）

第4章 参加と協働（第8条—12条）

第5章 町民（第13条—第15条）

第6章 町議会（第16条—第19条）

第7章 町（第20条—第24条）

第8章 町政運営の原則（第25条—第31条）

第9章 まちづくりの基本方針（第32条—第35条）

第10章 最高規範性等（第36条・第37条）

附則

幌延町まちづくり基本条例 【逐条解説】

前文

私たちのまち幌延町は、豊かな自然の恵みのもと、先人の英知と努力によって農業を中心とした経済を基盤に、地域社会の発展と豊かな暮らしのために努めてきました。

私たちは、先人が積み重ね築き上げた歴史や文化、守り育ててきた自然などの貴重な財産を未来の世代に引き継いでいく義務があります。

そのためには、自治の主役である町民、町民の信託を受けた町議会及び町との間で、将来にわたって共有すべき考え方や自治を実現していくための仕組みを自ら定めることが必要です。

さらには、町民、町議会及び町は、お互いの情報を共有し合いながらまちづくりに参加協力し、そしてそれぞれの責任と役割を果たす協働のまちづくりによって、個性豊かな魅力あふれる幌延町を創造することを目指します。

私たち町民は、幌延町のまちづくりの理念を明らかにし、安全で安心して暮らせる社会の実現のために、まちづくりの最高規範として、ここに幌延町まちづくり基本条例を制定します。

【解説】

前文は、この条例を制定するにあたっての基本的な理念や決意等を明らかにし、この条例全般にわたる解釈・運用のよりどころになるものです。

この条例を制定する契機の一つとして、平成12年の地方分権一括法の施行があります。国と地方自治体の関係が「上下・主従」から「対等・協力」なものとなり、これまで以上に『自己決定・自己責任』が求められました。同時に、行政分野にも民間企業における経営理念、手法をできる限り取り入れ、効率的で質の高い行政サービスを提供する新公共経営（NPM）等の取り組みが求められています。

このような背景に対応しながら、個性豊かな魅力あふれる幌延町を築き、また、次世代に引き継いでいくためには、町民、町議会及び町の三者が、将来にわたって共有すべき考え方や役割分担を明確にし、それぞれが責務を果たし協力をしていくことが欠かせなくなってきています。今、地方自治体には、自治の主役である町民と行政による「協働のまちづくり」が求められています。

地方自治の本旨の「住民自治」実現のため、幌延町の目指すべきまちづくりの実現に向けた理念を明らかにするとともに、町の条例全般にわたる解釈・運用のよりどころになるものとして、まちづくりの最高規範と位置付けて定めるものが「幌延町まちづくり基本条例」です。

<新公共経営（NPM：New Public Management）>

民間企業における経営理念、手法、成功事例をできる限り行政分野に導入することで、効率的で質の高い行政サービスを提供するシステム。内容は、①顧客志向への転換、②成果志向への転換、③市場機能の活用、④簡素な組織編制で、そのマネジメントサイクルを「PDCA サイクル」という。すなわち、目的やその成果を明確にしなが、計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）を的確に繰り返す行政運営体系をいう。

<地方自治の本旨>

「住民自治」と「団体自治」があり、「住民自治」は、地域の課題はその地域の住民が自主的に解決することで、「団体自治」は、地方公共団体を国家から独立した個別の団体とみなし、その地域はその団体にまかせること。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本町のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、町民、町議会及び町がその役割と責務を共有しあい、個性豊かな地域社会を築くことを目的とします。

【解説】

ここでは、前文に掲げた基本的な理念「情報の共有」「町民参加」「協働のまちづくり」や決意等に沿って、この条例が果たそうとしている役割や達成しようとする目的を定めています。

町民、町議会及び町がまちづくりの主体として、お互いの役割と責務を理解しあい、一緒に考え、一緒に行動して地域の課題を解決することにより、住んでいて良かった、住み続けていたいと思える個性豊かな地域社会の実現を図ることを目的として規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 町民 町内に住み、又は町内で働き、学び、若しくは活動する人をいいます。
- (2) 町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 参加 町民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。
- (4) 協働 町民、町議会及び町が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力することをいいます。
- (5) コミュニティ 住んでいる地域を単位とした町内会、目的を掲げて活動しているボランティア団体などの豊かな生活を目指して結ばれた多様な組織をいいます。
- (6) パブリックコメント 重要な条例及び計画の策定に当たり、町民の意見を反映させるために事前に案を公表し、町民の意見を聴取するとともに、これに対する町の考え方を公表する制度をいいます。

【解説】

ここでは、この条例の中で用いられる用語のうち、説明が必要な言葉について規定しています。

「町民」とは、町内に住んでいる人と、住んでいる場所が町外であっても、仕事や学校のために幌延町に通っている人も含みます。

「町」とは、町長、地方自治法第180条の5第1項の定める教育委員会、選挙管理委員会、監査委員と同条第3項に定める農業委員会、固定資産評価審査委員会を総称して表現します。

「参加」とは、町民が主体的にまちづくりに参加し、行動することをいいます。例えば、総合計画の

策定や町民生活に関連の深い条例づくりの企画段階から自主的に参加し、意見を反映させていくような、積極的にまちづくりに参加する行動をいいます。

「協働」とは、まちづくりの主体である町民、町議会及び町が、お互いの自主性を尊重しかつ対等のパートナーとして相互に補完しあい、協力してまちづくりを進めることをいいます。

「コミュニティ」とは、地域社会、共同体という意味ですが、ここでは、住んでいる地域を単位とした町内会、目的を掲げて活動しているボランティア団体、NPOなどの、豊かな生活を目指して結ばれた多様な組織として幅広く定義しています。

「パブリックコメント」とは、重要な条例及び計画の策定に当たり、町民の意見を反映させるために事前に案を公表し、町民の意見を聴取するとともに、これに対する町の考え方を公表する制度をいい、町民等の町政への参加を促進するために有効なシステムです。

第2章 まちづくりの基本原則

（基本原則）

第3条 まちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 町民、町議会及び町が、まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 町民一人ひとりが自ら考え行動し、まちづくりに参加する機会が保障されること。
- (3) 町民、町議会及び町が、それぞれの役割と責務を認識し、協働してまちづくりを行うこと。
- (4) 町議会及び町は、町政に対する町民の信頼を確保するため、説明責任を果たすとともに、公正な町政運営を行うこと。

【解説】

ここでは、前文に掲げた基本的な理念や決意等及び第1条の目的を実現するための、まちづくりの基本原則を規定しています。

第1号は、町民、町議会及び町が、それぞれの持つまちづくりに関する情報をお互いに共有して、共通の認識のもとにまちづくりを進めていくことを規定しています。

第2号は、まちづくりの主役である町民一人ひとりが、自分の町の将来を考えて、このまちに住んでいて良かった、この町に住み続けたいと思えるまちにしていくために、主体的にまちづくりに参加する機会が保障されていることを規定しています。

第3号は、町民、町議会及び町が、お互いの役割と責務に基づいて、相互に補完しあい、協力して「協働」のまちづくりを進めることを規定しています。

第4号は、町政を運営する町議会及び町が公正な町政運営を行い町民の信頼を確保するため、様々な機会や手段を活用して積極的に説明責任を果たすことをもめています。

第3章 情報の共有

(町民の知る権利)

第4条 町民は、町政の主権者として、まちづくりに参加するために必要な町の保有する情報について、その提供を受け、又は自ら取得する権利を有します。

【解説】

ここでは、町政の主権者である町民の権利として、提供された情報を受けだけでなく、必要な情報を自ら求め、取得できる権利を定めています。

町民が町政に参加するためには、情報の共有が不可欠なことから、町の有する情報は町民みんなの共有財産であることを改めて認識し、積極的に情報を公開することを定めています。

(情報の提供)

第5条 町は、町の保有する情報が町民の共有財産であることを認識するとともに、町政に関する正確で分かりやすい情報を町民が迅速かつ容易に得られるよう、情報の公開を総合的に推進します。
2 町政に関する情報の公開について必要な事項は、別に条例で定めます。

【解説】

ここでは、町の情報提供の推進について規定しています。

第1項では、町の有する情報は町民みんなの共有財産であることを改めて認識し、町が情報を提供する場合は、正確で分かりやすい情報として提供するとともに、早く簡単に得られるよう、広報やホームページなど情報を提供するあらゆる手段の活用等を総合的に推進することを定めています。

第2項では、前条の「町民の知る権利」を制度上保障するものとして、情報公開に関して必要な事項は別に条例で定めるとしています。町では、平成13年に「幌延町情報公開条例」を施行しています。

(個人情報の保護)

第6条 町は、保有する個人情報に関して厳重な管理を行い、町民の権利や利益が侵害されることのないよう、町が持つ個人情報を保護します。
2 個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定めます。

【解説】

ここでは、情報公開を積極的に行い、情報を共有するなかで、特に配慮すべき事項を規定しています。第1項では、個人の基本的権利に関わるプライバシーに関する個人情報については、漏洩などがないように厳重な管理を行い、町民の権利や利益をまもるため、個人情報を保護することを規定しています。

第2項では、前項の「個人情報の保護」を制度上保障するものとして、個人情報の保護について必要な事項は別に条例で定めるとしています。町では、平成13年に「幌延町個人情報保護条例」を施行しています。

(パブリックコメント)

第7条 町は、町民への説明責任を果たすとともに、町政への参加の促進を図り、公正で民主的な開かれた町政の推進のため、パブリックコメントを実施します。

2 パブリックコメントの実施について必要な事項は、別に条例で定めます。

【解説】

ここでは、第2条第7号に規定している「パブリックコメント」の実施を規定しています。

第1項は、広く町民の生活に関わる条例や計画の策定に当たり、案の段階から町民に公表し、これらについて町民から聴取した意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する町長等の考え方を公表し、公正で透明性の高い町政を推進するため制度化するものです。

第2項では、前項の「パブリックコメント」を制度上保障するものとして、パブリックコメントの実施について必要な事項は別に条例で定めるとしています。町では、平成20年に「幌延町パブリックコメント手続実施要綱」を定め「幌延町まちづくり基本条例」に関しパブリックコメントを実施しました。

第4章 参加と協働

(町民参加の権利及び保障)

第8条 町民は、まちづくりの主役として町政運営に参加する権利があります。

2 町は、まちづくりの重要な計画の策定、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障します。

【解説】

ここでは、町民の町政運営への参加の権利と保障を規定しています。

第1項では、まちづくりの主役は町民であり、全ての町民は、町政の主権者として町政運営に参加する権利があることを明らかにしています。ここで参加とは、第三者から強制されるものではなく、自らの意思により行われるもので、参加しないことにより不利益を被るものではありません。

第2項では、町民の町政へ参加する権利について、具体的にまちづくりの重要な計画への策定、実施、評価の各段階に参加できることを保障しています。

(町民参加の推進)

第9条 町は、町民のまちづくり参加を推進するため、積極的に参加できる機会の拡充に努めます。

2 町民の参加について必要な事項は、別に条例で定めます。

【解説】

ここでは、前条の規定のため、町が町民参加を推進するための取り組みを規定しています。

第1項では、町の役割として、審議会やパブリックコメント、ワークショップなど様々な手法で積極的に参加できる機会の拡充を図ることを規定しています。

第2項では、町民の参加についての必要な事項は、別に条例で定めることを規定しています。

(協働の推進)

第10条 町民、町議会及び町は、それぞれの役割と責務の下に、協働のまちづくりを推進します。

2 町は、協働のまちづくりを推進するため、自主的及び主体的に取り組むまちづくりの担い手に対して、必要な支援を行います。

【解説】

ここでは、町民、町議会、町がまちづくりのパートナーとして、お互いの役割と責務を認め合い、協働のまちづくりを推進することを規定しています。

第1項では、これまでのまちづくりは、とすれば町民は行政の主導のもと、行政サービスの手伝いをしていたというようなこともあり、必ずしも対等の立場であったとはいえない状況もありました。これからは、対等の立場で、主体的にまちづくりに参加して、町民、町議会、町が、お互いの役割と責務のもとで、共通の課題や目標に向かって町全体が一丸となって、共に行動していくことを「協働のまちづくり」として規定しています。

第2項では、前項のまちづくりの実効性を高めるため、自ら主体的にまちづくりに取り組む団体、組織等の担い手に対して、活動場所の提供、活動資金の援助、活動に対する情報提供などの支援を行うことを規定しています。このため、現在運用している「幌延町まちづくり事業補助規則」の整備充実を図ります。

(コミュニティ活動の推進)

第11条 町民と町は、自治の担い手としてのコミュニティの役割と責務を認識し、コミュニティを守り育てます。

2 町は、まちづくりの担い手であるコミュニティの自主性と主体性を尊重しながら、必要な支援を行います。

【解説】

ここでは、協働のまちづくりには欠かせない中心的な担い手である町内会やボランティア団体等のコミュニティの育成・推進を規定しています。

第1項では、町民と町は、町内会やボランティア団体などの地域活動を担うコミュニティの目的や役割・責務を認識しながら、継続的に活動できるように守り、育てていくことを規定しています。

第2項では、様々な地域活動を行うコミュニティに対し、まちづくりを担う重要な組織として、その活動の自主性と自立性を尊重しながら、必要な支援を行うことを規定しています。

必要な支援とは、研修会や講習会の開催、町内会館の整備についての補助等を指します。

(住民投票)

第12条 町は、町政の重要な事項について、直接町民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 住民投票に参加できる者の資格、投票結果の取り扱いその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

【解説】

ここでは、町民参加の制度として新しく設ける「住民投票」について規定しています。

住民投票制度は、間接民主主義を基本としながら、直接民主主義でこれを補完するものとして位置付けるものです。近年、市町村合併のような重要な案件では、住民の意思を把握するため住民投票を行う事例が増えてきています。

町長や町議会議員は、直接選挙により、町民の信託を受けて町政の運営を行っておりますが、個別の重要政策によっては町民の意思との間にねじれが生じないよう町政の運営を行わなければなりません。そのための制度として、この条例に住民投票を規定するものです。

地方自治法では、住民による直接請求として、次の5項目が規定されています。

- ①条例の制定又は改廃の請求（地方自治法第74条）
- ②監査の請求（地方自治法第75条）
- ③議会の解散の請求（地方自治法第76条）
- ④議員の解職の請求（地方自治法第80条）
- ⑤長の解職の請求（地方自治法第81条）

しかし、現行制度では個別の政策に関して、住民の意思を確認するような住民投票についての法律はなく、住民投票を実施する場合は、住民投票条例を制定しなければなりません。

第1項では、幌延町にかかわる重要な事項について、直接町民の意思を確認するため、住民投票をできることを規定しています。

第2項では、住民投票に参加できる者の資格、投票結果をどう取り扱うのか、その他住民投票の実施に必要な事項は、その都度、町議会の議決を得て住民投票を実施することとし、「個別型」の住民投票を規定しています。

<住民投票制度の「個別型」「常設型」>

住民投票制度の形式として、「個別型」と「常設型」がある。

「個別型」は、住民投票の必要な事案が発生する都度、議会に住民投票に参加できる者の資格、投票結果をどう取り扱うのか、その他住民投票の実施に必要な事項を内容とした条例を提案・議決して実施するやり方。

「常設型」は、住民投票対象となる事案や投票有資格者、方法などあらかじめ住民投票条例として定めて行うやり方。常設型では、議会の議決を必要としないことから、制度の乱用を招く可能性がある。

第5章 町民

(町民の権利)

第13条 町民は、町政の主権者として、まちづくりに参加する権利を有します。

2 町民は、相互に基本的人権が尊重され、安全で安心な生活を営む権利を有します。

3 町民は、町政情報に関し知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有します。

【解説】

ここでは、まちづくりの主役は町民であり、全ての町民は、まちづくりの主権者として町政に参加する権利があることを明らかにしています。

第1項では、町民のまちづくりに参画する権利を規定しています。この場合の権利は、いかなる場合、いかなる相手からも強制されるものではなく、個人の自由意思に基づいて参加できるというものです。

第2項では、町民お互いが、憲法に規定されている基本的人権が永久不可侵のものと尊重され、安全で安心できる生活を営む権利があることを明らかにしています。

第3項では、情報公開条例及び個人情報保護条例で保障する「知る権利」や個人情報の開示請求権等が町民の有する権利であることを明らかにしています。

<基本的人権>

基本的人権とは、人権ないし基本権などとも呼ばれ、信教の自由、言論の自由、職業選択の自由などの個別的人権を総称する言葉である。人権は、大別して①自由権（個人の自由な意思決定と活動を保障する人権）、②参政権（国政に参加する権利）、③社会権（失業・貧困・労働条件の悪化などの弊害から、社会的・経済的弱者を守るため保障される人権）に分けられる。日本国憲法は、基本的人権について全103条中30か条にわたって規定しており、最大限重視している。その基本的人権の概要は次のとおりである。

1. 基本的人権の永久不可侵（第11条）

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

2. 基本的人権を保持利用する責任と濫用の禁止（第12条）

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

3. 包括的基本権（第13条）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

4. 平等の保障（第14条第1項）

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

(町民の責務)

第14条 町民は、自主的かつ自律的な意思に基づいて、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。

2 町民は、お互いを尊重し、支え合いながら協働してまちづくりを進めるように努めます。

【解説】

ここでは、町民が、地域社会を構成する一員として、主体的に果たす役割を規定しています。

第1項では、町民は、まちづくりの主人公であることを認識し、自主的・主体的に積極的にまちづくりに参加するよう努めることを規定しています。この場合、自主的かつ主体的とは、いかなる場合、いかなる相手からも強制されるものでなく、個人の自由意思に基づいて参加できるというもので、参加しないということで、個人の権利に何ら影響を及ぼすものではありません。

第2項では、町民は、地域社会を構成する一員として、お互いを尊重し、支え合いながら協働してまちづくりに取り組むことを規定しています。

(事業者等の権利及び責務)

第15条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、町民及び町と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手として、まちづくりに参加する権利を有します。

2 事業者等は、町民とともに地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、安全で安心なまちづくりの実現に寄与するよう努めます。

【解説】

ここでは、事業者等も地域社会を構成する一員として、役割や責務を担うことを明確にしています。

第1項では、事業者等は自由に自立した活動を営むことは当然ですが、まちづくりの協働の担い手として町民や町とお互いに連携・協力してまちづくりに参加する権利を保障しています。これは、一般の企業にとどまらず、非営利活動団体などにも適用されます。

第2項では、地域社会の構成員の一員として果たす基本的な責務を規定しています。すなわち、社会的責任を自覚し、安全で安心なまちづくりに寄与するよう努めることを規定しています。

第6章 町議会

(議会の役割)

第16条 町議会は、町民を代表する町の意思決定機関として、町政の重要事項について意思決定を行います。

2 町議会は、町民の多様な意思が町政の運営に適切に反映され、公正で民主的な町政が運営されているかを監視及びけん制するとともに、必要な調査を行います。

【解説】

ここでは、議会の基本的な役割を規定しています。

第1項では、憲法第93条に「議事機関として議会を設置します。」と規定されており、また、地方自治法第96条では議会は議決機関として位置付けられていることから、町の意思決定機関として明示しました。

第2項では、町民の意思が町政運営に適切に反映されるよう必要な調査活動を行うとともに、適切に町政運営がおこなわれているかどうかを絶えず監視し、けん制する機能を果たすことを規定しています。

(議会の責務)

第17条 町議会は、会議の公開を原則とし、開かれた町議会の運営に努めます。

2 町議会は、町民への情報提供等により議会活動に関して町民に分かりやすく説明する責任を負います。

【解説】

ここでは、議決機関である議会の責務を規定しています。地方分権時代における『地域のことは、地域で考え、地域で決める』という自己決定・自己責任の自治体運営が望まれることから、町議会の果たす役割はますます重要になります。

第1項では、「会議の公開」の原則と「開かれた議会運営」に努めていこうとするものです。ここでは、本会議はもとより常任委員会、特別委員会も含めた会議をいいます。ただし、会議の公開は絶対的な原則ではなく、地方自治法第115条ただし書の規定によって議員の3分の2以上の多数の議決により、秘密会を開くことができます。

第2項では、町議会ではすでに「議会だより」を発行しておりますが、町議会自ら積極的に情報発信・提供を行い、町民と情報を共有し、議会運営を分かりやすく説明する責任を果たすことで、より町民に開かれた議会にすることを規定しています。

(議員の責務)

第18条 議員は、町民の信託に応えるため、全町的な視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行します。
2 議員は、町民の多様な意思を把握し、町政に適切に反映されるよう自己研さんし調査研究活動に努めます。

【解説】

ここでは、議会と町長の二代表制のもと、町民の意思を代表する町議会議員の果たす役割はますます重要になっていることから、町政に関する議員の責務を町民に明らかにすることによって、町議会の役割をさらに発揮していくことを規定しています。

第1項では、町議会議員は、町民の直接選挙で選ばれることから、町民の信託に応えるため、公正で誠実に議員活動を行うことを規定しています。

第2項では、町民の意思が町政に反映されるよう、議員活動に必要な調査や研究などを積極的に行うことにより、政策提言や政策立案の強化を図ることを定めています。

<議会の調査権（地方自治法第100条）>

議会の調査権とは、議会の持つ重要な職責を十分果たすために、町村の事務について調査できる権限である。単に、町村長やその他の執行機関に対して質問したり、資料の提出を要求したりするだけでなく、選挙人その他の関係人の出頭や証言や記録の提出もできるとともに、これらの者の虚偽の陳述、証言拒否、不出頭、記録の不提出に対しては、議会が告発することとし、制裁として6箇月以下の禁固等の刑に処するとされるきわめて強力な権限で、「100条調査権」「伝家の宝刀」ともいわれている。

<議員の議案提出権（地方自治法第112条）>

議案を議会に提案する権限で、議員が提案する場合は、条件等がある。

- ①団体意思の決定（予算・条例）：議員定数の12分の1以上の賛成者（提出者を含む）の連署をもって議長に提出
- ②議会（機関）意思の決定（意見書・会議規則・決議）：発案権は議員に専属するもので、会議規則で定める所定の賛成者（提出者を含む）があれば提出

(議会の組織等)

第19条 議会の組織や議員の定数等については、幌延町の人口の推移と社会情勢及びまちづくりにおける議会の役割を十分に考慮して定めます。

【解説】

ここでは、地方自治法第91条に規定されている「市町村議会の議員の定数」を定めるときの考え方を規定しています。人口段階における定数の範囲内で定めることとなりますが、その場合、人口の推移や社会経済情勢等、更にはまちづくりの視点から議会が自主的に判断・決定していくことを規定しています。

第7章 町

(町長の責務)

第20条 町長は、町政の代表者として、町民の信託に応えるため、この条例の理念に則り、公正かつ誠実に職務を執行し、まちづくりを推進するように努めます。

2 町長は、町民自らがまちづくりについて考え、行動することができるよう、行政情報を積極的に提供し、町民と共有するように努めます。

3 町長は、職員を適切に指揮監督し、効率的な行政運営に努めます。

4 町長は、多様化する町民の行政需要に対応した行政運営を行うため、職員の能力向上に努めます。

【解説】

ここでは、町長と議会の二代表制のもと、町民の信託を受けた町長の責務を規定しています。

第1項では、地方自治法第147条により、町長は、執行機関としての町を統括し、これを代表するとされており、町政の最高責任者です。選挙により、町政の運営について町民の信託を受け町政を執行する町長は、町民の信託に応えること、そしてこの条例に定めた理念に則り、町民に対して公正で誠実な町政を執行することを通じてまちづくりに邁進することを規定しています。

第2項では、町長は、町民の自主・自律のまちづくりができるよう、町の有する行政情報を積極的に提供し、町民と情報を共有することによって協働のまちづくりに努めることを規定しています。

第3項では、町長は、町政の具体的な事務を担っている町の職員を、町民の信頼をなくするような行為や不適切な発言、行動がないよう厳しく指揮監督するとともに、これからの自治体に求められる新公共経営により効率的な行政運営に努めることを規定しています。

第4項では、町長は、町政の具体的な事務を担っている町の職員が町民の多様なニーズに対応した質の高い行政サービスを提供できるよう、職員の能力開発・能力向上に努めることを規定しています。

(執行機関の責務)

第21条 町の各執行機関は、所掌事務について、自らの判断と責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、町長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮するように努めます。

【解説】

ここでは、執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）は、それぞれが重要な役割を担い、各々の判断と責任の下で事務を執行するとともに、町長による総合調整のもと行政として一体となることによって、より効果的にその機能を発揮するよう努めることを規定しています。

(職員の責務)

第22条 職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務の執行に努めます。

2 職員は、まちづくりに必要な能力の開発と自己啓発に努めます。

3 職員は、自らも町民の一員としての自覚を持ち、積極的に地域活動に参加するように努めます。

【解説】

ここでは、町長の補助機関である職員の責務について規定しています。

第1項では、職員は、町民が町政の主権者であることを常に認識し、全体の奉仕者として、その職務を遂行するにあたっては、国の法律や自治体の条例等を遵守するとともに、町民の立場に立って、公正かつ誠実に執行するように努めることを規定しています。

第2項では、職務を遂行するのに必要な知識、技術等を身に付けたり、能力向上のため、常に意欲的に情報の収集や学習に努めることを規定しています。

第3項では、職員も自ら町民の一員であることを自覚して、町民が行う各種地域活動に積極的に参加するよう努めることを規定しています。

(行政組織)

第23条 町の行政組織は、町民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び町民のニーズに的確に対応するよう編成します。

【解説】

ここでは、町の行政組織の編成について規定しています。組織は町民にとって分かりやすさを第一に、地域経営体として効率的で機能的なものでなければなりません。また、社会経済情勢の変化や地域の課題・町民ニーズに柔軟かつ的確に対応できる組織を編成することを規定しています。

<地方自治法で規定している組織>

地方自治法第2条第15項

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

※「他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない」とは

地方公共団体の行政の規模は、主としてその対象地域とその人口によって左右されることから、規模の適正化を目的とする他の地方公共団体との協力の方式としては、合併、組合の設立、広域市町村圏の形成等がある。

(審議会等)

第24条 町は、審議会、審査会、調査会その他の附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」といいます。）の委員には、公募の委員を加えるように努めます。ただし、公募による委員の選出が適当でないと認められる場合については、これを加えないことができます。

2 審議会等の構成員については、委員の年齢、性別、職種、他の審議会等との重複等を考慮し、幅広い人材を登用するように努めます。

3 審議会等の会議は、原則として公開します。

【解説】

ここでは、地方自治法第138条の4に規定されている附属機関を総称して審議会等といい、町政運営に必要な審査、諮問、調査などを行う機関として設けることができるようになっています。

第1項では、その委員の選任にあたっては、公募の委員を加えるように努めることを規定しており、広く町民から意欲のある人を求め、町民参加を推進させようとするものです。ただし、法令などによって公募の委員を加えることができない場合などは、加えないことができます。

第2項では、委員の選任にあたっては、町政への参加機会の保障と多種多様な意見を求めるため、年齢、性別、職種、他の審議会等との重複等を考慮して、幅広く人材を登用するように努めることを規定しています。

第3項では、会議を原則公開とすることを規定しています。

第8章 町政運営の原則

(町政の運営)

第25条 町は、情報共有、町民参加及び協働のまちづくりを基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行います。

2 町は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるように努め、計画、実施、評価及び改善のマネジメントサイクルを踏まえた自治体経営を推進します。

【解説】

ここでは、町長及び執行機関の町政運営の原則を規定しています。

第1項では、本条例の第3条に規定するまちづくりの基本原則に則り町政運営を行うことを規定しています。すなわち、情報の共有、町民の幅広い参加、お互いの役割と責務による協働のまちづくりによって、効率的でなおかつ公正で透明性の高い町政運営を行うことを規定しています。

第2項では、地方自治法第2条第14項に規定する「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」を実践するために、計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）のマネジメントサイクルを確立し、計画的で効率的な自治体経営を推進することを規定しています。

(説明責任)

第26条 町は、政策の計画、実施、評価及び改善のそれぞれの過程において、その内容や効果等を町民等に分かりやすく説明する責任があります。

2 町は、町民からの意見、要望、提案等に対しては、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答します。

【解説】

ここでは、町は、町民からの信託を受け町政運営を行っていることから、町民に対しての説明責任について規定しています。

第1項では、町政運営に関する政策等について、その政策の立案、実施、評価及び改善にいたる全てのそれぞれの過程において、目的、必要性等の内容や効果等を町民に分かりやすく説明する責任があることを規定しています。

第2項では、町は、町民から寄せられた意見、要望、提案、苦情などについては、公正と信頼確保のため、速やかに事実関係を調査し、親切、丁寧に誠実な対応をすることを規定しています。

(総合計画)

第27条 町は、総合的かつ計画的な町政運営を行うため、町のめざす将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画と事業の進め方を明らかにする実施計画により構成される総合計画を策定します。

2 町は、総合計画を最上位の計画と位置付け、町が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。

3 町は、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、向こう3ヶ年の実施計画を毎年度見直すとともに、事業の進捗を管理し、その状況を公表します。

【解説】

ここでは、地方自治法第2条第4項の「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」の規定により「総合計画」を策定することを規定しています。

第1項では、町は、長期的展望に立ち、総合的で計画的な町政運営のため、議会の議決を経て町の将来像を定めた「基本構想」、その基本構想を具体化する「基本計画」と「実施計画」で構成される「総合計画」を策定することを規定しています。

第2項では、「総合計画」は、町政運営を進めるための最上位計画と位置付けして、町の政策は特別の場合を除き、総合計画に基づいて行うことを規定しています。

第3項では、「実施計画」の計画期間を3ヶ年とし、予算と直結していることから、社会経済情勢にも柔軟に対応できるよう毎年度見直しをすることとし、見直しの状況や事業の進捗管理の状況を公表することを規定しています。

(法務体制)

第28条 町は、地域の特性を生かした質の高い政策を実行するため、自主的な法令の解釈及び運用するとともに、自らの判断と責任において必要な条例等の制定に努めます。

2 町は、前項の目的のため、職員の法務に関する能力の向上に努めるとともに、職員の自主的な研修等に対し、必要な支援を行います。

【解説】

ここでは、平成12年の地方分権一括法の施行により、従来の国が通達等で細かく定めていた法令の解釈について、自治体による自主的な解釈をすることが求められており、このため、法令の解釈等自治解釈権及び自治立法権を定めています。

第1項では、町は、分権時代にふさわしい地域の特性を生かした政策を実現するため、自主的な法律解釈や運用と、主体的な自治立法権の活用により条例等の制定に努めることを規定しています。

第2項では、法令等の自治解釈権及び自治立法権の行使のためには、職員が積極的・自主的かつ適正に法令を解釈・運用できる法務能力が必要なことから、研修等の充実により職員の法務能力の向上に努めることと、職員の自主的な法務能力の向上のための研修等に対して必要な支援を行うこととしています。

(財政運営)

第29条 町は、総合計画を踏まえた中期的な財政計画を策定するとともに、行政評価と連動した予算編成により、計画的で健全な財政運営に努めます。

2 町は、毎年度の予算及び決算その他町の財政状況に関する情報を町民に分かりやすく公表します。

【解説】

ここでは、地方自治法第2条第14項に規定する「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」という財政運営を規定しています。

第1項では、計画的で健全な財政運営を規定しています。予算は単年度ごとに編成することになっていますが、総合計画に基づいた町政運営のため、5年間程度の中期的な財政計画を策定し計画的で健全な財政運営に努めることと、限られた財源の有効活用と成果を重視した「行政評価」によって効率的で効果的な財政運営に努めるよう規定しています。

第2項では、町民への説明責任を果たし、情報を共有するために、毎年度の予算及び決算の内容や、財政状況について町民に分かりやすい表現や解説を用いて、町の広報誌及びホームページ等で公表することを規定しています。予算については、平成15年度から「わが町の家計」を発行し、全戸配布しています。

(行政評価)

第30条 町は、効率的かつ効果的に町政運営を図るため、政策、施策及び事務事業の評価を行い、その結果を町民に公表し、説明責任を果たします。

2 町は、前項の評価の結果を町民に分かりやすく公表するとともに、その結果を政策、施策及び事務事業に反映させるように努めます。

【解説】

ここでは、本町の町政運営に行政評価による客観的な評価手法を取り入れ、計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Action)のマネジメントサイクルを確立することを規定しています。

第1項では、町の政策、施策及び事業が目的に合っているか、成果が向上しているか、成果が向上していなければ向上させる方法はないか、コストを削減する方法はないか、受益と負担が公平か等評価を行い、行政による評価の透明性を図るため結果を町民に公表し、行政の説明責任を果たすことを規定しています。

第2項では、行政評価の結果を町民に公表するときは、町民に分かりやすい表現や解説を用いて公表することとしています。また、行政評価の結果は、マネジメントサイクルに則り、事務事業等の統合、廃止、拡大、縮小等必要な見直しを行い、総合計画や予算編成に反映させるように努めることを規定しています。

(行政手続)

第31条 町は、町民の権利利益の保護を図るため、行政処分等に関する手続を定め、行政運営の公正と透明性を確保します。

2 前項の手続について必要な事項は、別に条例で定めます。

【解説】

ここでは、町民からの申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届け出等の行政処分に関するルールを規定しています。

第1項では、町は、町政の執行に伴い、町民の利害に関わる処分等を行うことがあることから、町民の権利利益を保護するため、町民からの申請などに対する手続を定めることによって行政の公正な運営と透明性を図ることを規定しています。

第2項では、行政手続に関し、より詳細な規定は別に条例で定めることとしています。町では、平成10年に「幌延町行政手続条例」を施行しています。

第9章 まちづくりの基本方針

ここでは、幌延町の未来、将来にわたって共有すべきまちづくりの基本的な方針を規定しています。前文にも掲げています、安全で安心して暮らせる社会の実現のための「安全安心なまちづくり」、守り育ててきた自然などの貴重な財産を未来の次世代に引き継いでいく「人と自然との共生のまちづくり」、協働のまちづくりのための「子育てと人づくりの推進」、自治の主役である町民が自治を実現していくための仕組みづくりの「地域情報化の推進」を『まちづくりの基本方針』として規定しています。

(安全安心なまちづくり)

第32条 町は、町民の生命、財産及び暮らしの安全確保及び向上に努めるとともに、緊急時には、総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めます。

2 町は、災害等が発生したときは、町民、事業者等及び関係機関などとの協力、連携及び相互支援のもと、速やかに町民の安全・安心の確保に努めます。

【解説】

ここでは、町民の生命、身体、財産等の安全確保は、行政の基本的かつ重要な役割であることを基本条例に規定するとともに、危機管理体制の強化を図ることを規定しています。

第1項では、町は、子どもからお年寄り、障害を持つ方など全ての町民が、安全で、安心して暮らせるまちづくりを進めることを規定しています。町は、地域、家庭、消防、警察、学校等と協力連携して、生命、財産、暮らしの安全確保及び向上のため、地域環境の整備、交通安全運動の推進、防犯活動、防火活動等の推進に努めます。

第2項では、町は、災害等の緊急時には町民を災害等から守るため、町民、事業所、消防、警察、自衛隊等の関係機関等との協力、連携、相互支援により、総合的で正確かつ迅速な危機管理体制の確立に努めることを規定しています。

(人と自然との共生のまちづくり)

第33条 町民と町は、豊かな自然と恵みの大地を将来に向けて子孫に引き継ぐため、人と自然との共生のまちづくりを進めます。

2 町民と町は、環境にやさしいエネルギーの活用と省エネルギーの推進に努めます。

3 町民と町は、資源循環型社会のまちづくりを進めます。

【解説】

ここでは、人と自然との共生を基本としてまちづくりを進めていくことを規定しています。

第1項では、町民と町は、人が生活していく上で大切な環境を守り、次の世代に引き継いでいく義務があり、幌延町の豊かな自然に満ちた大地及び自然環境を町民の生活に活かすまちづくりのため、人と自然との共生のまちづくりをすすめることを規定しています。

第2項では、町民と町は、自然環境を活かしたまちづくりを進めるため、風力やバイオマス等の環境にやさしいエネルギーの有効活用と省エネルギーの推進により地球温暖化への負荷を軽減します。

第3項では、町民と町は、自然環境に優しい循環型社会のまちづくりを進めることを規定しています。そのためには、一般廃棄物の3R（Reduce=発生抑制、Reuse=再使用、Recycle=再生利用）政策を推進すること等が必要です。

<3Rとは>

3Rとは、循環型社会を形成するために必要な取り組みであるリデュース（Reduce=発生抑制）、リユース（Reuse=再使用）、リサイクル（Recycle=再生利用）の頭文字がそれぞれRであることから名付けられている。

○リデュース（Reduce=発生抑制）

省資源化や長寿命化といった取り組みを通じて製品の製造、流通、使用などに係る資源利用効率を高め、廃棄物とならざるを得ない形での資源の利用を極力少なくする。

○リユース（Reuse=再使用）

一旦使用された製品を回収し、必要に応じ適切な処置を施しつつ製品として再使用する。または、再使用可能な部品を利用する。

○リサイクル（Recycle=再生利用）

一旦使用された製品や製品の製造に伴い発生した副産物を回収し、原材料としての再使用または焼却熱のエネルギーとして利用する。

（子育てと人づくりの推進）

第34条 町及び事業者等は、“子どもは国の宝、社会の宝”実践のため、誰もが安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりに努めます。

2 町、学校、地域、事業者等及び家庭は、連携して子どもの安全確保と教育の充実に努めるとともに、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、地域社会全体で子育てを推進します。

3 町は、“まちづくりは人づくり”の観点から、思いやりの心を持ち、自ら学び、考え、行動するたくましい子どもたちを育成するとともに、郷土に誇りを持ち、学びを生かした地域づくりに取り組む人材の育成など、幌延町を支える人づくりを積極的に推進します。

【解説】

ここでは、町民ぐるみでの子育てと町を支える人づくりの推進について規定しています。

第1項では、少子化の時代にあって、町の次代を支える子どもを誰もが安心して子どもを生み育てる環境づくりは大事なことなので、町、事業者、団体等は、“子どもは国の宝、社会の宝”を認識し、それぞれの立場で、また、連携協力して安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに努めることを規定しています。

第2項では、町、学校、地域、事業者、家庭等地域社会全体で、子どもの安全確保と安全教育の充実に努め、子どもたちが安心して生活できるようにします。

第3項では、町の将来を支える子どもたちの育成と、地域づくりの担い手である成人の育成を積極的に推進することを規定しています。

(地域情報化の推進)

第35条 町は、情報通信技術を活用して、豊富な情報と知識による文化的創造的な生活と先進的効率的な社会経済活動の実現に向けて、地域の総合的で高度な情報化を推進します。

【解説】

ここでは、ICT 社会に対応したまちづくりの取り組みを規定しています。

町民の社会生活や産業、行政、学術研究等あらゆる社会経済活動分野での情報化が推進されています。特に、過疎地域にとって通信は、道路、鉄道、電気と同様の重要なインフラ（社会的基盤）ですので、情報の過疎化にならないよう総合的な高度情報化社会の実現に取り組むことを規定しています。

※ ICT : Information and Communication Technology (情報通信技術)

第10章 最高規範性等

(最高規範性)

第36条 この条例は、まちづくりの基本的事項について幌延町が定める最高規範であり、町民及び町は、この条例の趣旨を最大限尊重します。

2 町は、他の条例等の制定及び改廃又はまちづくりに関する計画の策定や変更を行うときは、この条例の趣旨を踏まえて整合性を図ります。

【解説】

ここでは、前文にも規定しているとおり、この条例の最高規範性を規定しています。すなわち、まちづくり基本条例は、幌延町の最高規範として、自治の基本理念、基本原則や基本方針などを定めるものです。しかしながら、まちづくり基本条例も他の条例と形式的には同じ「条例」であり、日本国憲法のように、他の法令の上位に位置するものではありません。

そこで、この条例が町政運営において、文字通り最も基本となる条例であり、他の条例などの制定にあたっては、まちづくり基本条例との整合性を図らなければならないことなどを定めることにより、まちづくり基本条例に最高規範性を持たせ、言わば「幌延町の憲法」であることを明らかにします。

第1項では、まちづくり基本条例は、町政運営の基本的な考え方や方針を定めた最高規範と位置づけ、町民及び町は、この条例を最大限尊重し、誠実に遵守する必要があることを規定しています。

第2項では、他の条例や規則などの制定や改正、廃止、まちづくりに関する計画の策定や変更については、この条例の趣旨にそったものでなければならないことを規定しています。

(条例の見直し)

第37条 町は、5年を超えない期間ごとに、この条例が幌延町にふさわしいものであり続けているかどうか等を、町民を含めて検討します。

2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例の改正等必要な措置を行います。

【解説】

ここでは、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう条例の見直しを規定しています。

第1項では、条例施行後5年を超えない期間ごとに、社会経済情勢の変化に適合しているかどうか検討して、必要に応じて見直すことを規定しています。その場合は、なんらかの形で町民を含めて検討することも併せて規定しています。

第2項では、町は、前項の見直しの検討の結果に対して、改正等の必要な措置を行う責務を規定しています。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

【解説】

この条例を、平成21年4月1日から施行することを規定しています。